

社会福祉法人サンタマリア会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人の役員及び評議員(以下役員等という)の報酬に関する事項を定める。

(常勤理事報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う常勤理事に対して理事報酬として、月額833,000円を支給する。

(役員会等報酬)

第3条 役員等が次の業務を行った場合は、報酬を支給できる。

- (1) 理事会又は評議員会への出席
- (2) 監事による施設検査もしくは監査
- (3) 理事会又は評議員会主催の研修会への参加及び他施設の視察業務
- (4) 行政機関等による立ち入り検査等への立会い
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬金額)

第4条 役員等に前条の業務の場合、基本報酬として、日額22,274円を支給する。但し、役員等が近畿圏以外の方には旅費に準じた額を加算する。又別途理事長が必要と認めた場合は、報酬を加算できる。又職員を兼ねている理事が報酬を得ている場合には、前条の業務に基づく基本報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において報酬等を支給する場合がある。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月27日から施行する。